

八幡市るーぷ計画Ⅱ（後期計画）体系改訂案

現行計画	改訂案	改訂理由等
<p>基本目標1 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる</p> <p>主要施策1 家庭や地域における男女共同参画教育の充実</p> <p>(1)家庭における男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <p>(2)地域における男女共同参画に関する学習機会の充実</p>	<p>基本目標1 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる</p> <p>主要施策1 家庭や地域における男女共同参画教育の充実</p> <p>(1)家庭における男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <p>(2)地域における男女共同参画に関する学習機会の充実（主要施策3「男女共同参画の視点にたった生涯にわたる学習機会の提供」を包含）</p>	<p>表記変更なし</p> <p>旧・主要施策3「男女共同参画の視点にたった生涯にわたる学習機会の提供」の主要施策・事業は、主に学校教育後の社会教育の機会の提供ととらえられ、地域での学習機会の提供と重複感があるため、一体化</p>
<p>主要施策2 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実</p> <p>(1)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進</p> <p>(2)教職員・保育士研修の充実</p>	<p>主要施策2 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実</p> <p>(1)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進</p> <p>(2)教職員・保育士研修の充実</p>	<p>変更なし</p>
<p>主要施策3 さまざまな選択を可能にする学習機会の充実</p> <p>(1)男女共同参画の視点にたった生涯にわたる学習機会の提供</p> <p>(2)男女共同参画の視点にたったリーダーの育成</p>	<p>・主要施策3は削除</p> <p>・改訂後の主要施策1に(1)を、改訂後の主要施策3に(2)を、内容を変更し包含</p>	<p>「さまざまな選択を可能とする～」について、どのような選択を可能にするのかがわかりにくく、また、その下の主な施策・事業とのつながりがわかりにくい</p>
<p>主要施策4 男女共同参画に関する啓発・情報提供</p> <p>(1)ジェンダーの視点にたった広報・啓発活動の推進</p> <p>(2)市民等の意識調査と分析の活用</p> <p>(3)国際的な取り組み、国・府の取り組みに関する情報の収集と提供</p> <p>(4)メディアにおける男女共同参画の推進</p>	<p>主要施策4-3 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実</p> <p>(1)男女共同参画に関する情報発信</p> <p>(2)ジェンダー男女共同参画の視点にたった情報理解力の向上並びに情報伝達</p> <p>(3)男女共同参画に関する情報発信の担い手の確保・育成（主要施策3「男女共同参画の視点にたったリーダーの育成」を変更）</p>	<p>・改訂後の(1)に「(3)国際的な取り組み、国・府の取り組みに関する情報の収集と提供」を包含</p> <p>・改訂後の(2)は「ジェンダーの視点」について、他の表現との統一性を図るため「男女共同参画の視点」に変更し、男女共同参画の視点にたった情報理解・情報提供を行うための方策を記載する内容に変更</p> <p>・「(2)市民等の意識調査と分析の活用」は、改訂後の基本目標8の主要施策3の「(4)計画の進行管理」に移動・包含</p>
<p>基本目標2 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める</p> <p>主要施策1 行政における意思決定の場での男女共同参画</p> <p>(1)審議会・委員会等への女性の積極的な登用</p> <p>(2)管理・監督職への女性の積極的な登用</p> <p>主要施策2 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画</p> <p>(1)職場での管理・監督職や団体役員等への女性の登用</p>	<p>基本目標2 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める</p> <p>主要施策1 行政における意思決定の場での男女共同参画</p> <p>(1)審議会・委員会等への女性の積極的な登用</p> <p>(2)管理・監督職への女性の積極的な登用</p> <p>主要施策2 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画</p> <p>(1)職場での管理・監督職や団体役員等への女性の積極的な登用のための啓発</p> <p>(2)職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進</p>	<p>表記変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>女性活躍推進法の施行を踏まえた施策・事業を追加</p>
<p>基本目標3 社会における制度、慣行の見直しを進める</p> <p>主要施策1 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し</p> <p>(1)男女共同参画の視点にたった慣習・慣行の見直し</p> <p>主要施策2 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり</p> <p>(1)市民活動における男女共同参画の推進</p> <p>(2)女性団体等のネットワークづくりへの支援</p>	<p>基本目標3 社会における制度、慣行の見直しを進める</p> <p>主要施策1 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し</p> <p>(1)男女共同参画の視点にたった慣習・慣行の見直し</p> <p>主要施策2 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり</p> <p>(1)市民活動における男女共同参画の推進</p> <p>(2)女性団体等のネットワークづくりへの支援</p>	<p>表記変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

現行計画	改訂案	改訂理由等
基本目標4 家庭・地域での男女共同参画を進める	基本目標4 家庭・地域での男女共同参画を進める	表記変更なし
主要施策1 家庭での男女共同参画の推進 (1)男性の家庭生活への参加 (2)多様な家庭のあり方への啓発	主要施策1 家庭での男女共同参画の推進 (1)男性の家庭生活への参加 (2)多様な家庭のあり方への啓発	変更なし
主要施策2 地域での男女共同参画の推進 (1)地域活動における男女共同参画の推進	主要施策2 地域での男女共同参画の推進 (1)地域活動における男女共同参画の推進	変更なし
基本目標5 働き方や職場環境の見直しを進める	基本目標5 働き方や職場環境の見直しを進める	表記変更なし
主要施策1 ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供 (2)働き方の見直しのための取り組み支援 (3)仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備	主要施策1 ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供 (2)働き方の見直しのための取り組み支援 (3)仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備	変更なし
主要施策2 男女共同参画の職場づくり (1)職場での積極態改善措置(ポジティブ・アクション)の導入促進 (2)男女対等な職業観・労働観にたった企業の育成 (3)健康に関する保護の促進 (4)ハラスメント対策の促進	主要施策2 男女共同参画の職場づくり (1)職場での積極態改善措置(ポジティブ・アクション)の導入促進 (21)男女対等な職業観・労働観にたった企業の育成 (32)健康に関する保護の促進 (43)ハラスメント対策の促進	「(1)職場での積極態改善措置(ポジティブ・アクション)の導入促進」は、改訂後の基本目標2の主要施策2に移動
主要施策3 男女が共にチャレンジできる環境づくり (1)様々な分野におけるチャレンジ支援	主要施策3 男女が共にチャレンジできる環境づくり (1)様々な分野におけるチャレンジ支援	変更なし
主要施策4 農業、自営業における男女共同参画の推進 (1)家族経営等における男女共同参画の取り組み	主要施策4 農業、自営業における男女共同参画の推進 (1)家族経営等における男女共同参画の取り組み	変更なし
主要施策5 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり (1)高齢者の社会参加の促進	主要施策5 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり (1)高齢者の社会参加の促進	変更なし
基本目標6 男女の人権を守り、性を大切にす	基本目標6 男女間の暴力等を許さない地域づくり 【八幡市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者の支援に関する基本計画】	本市のDV防止基本計画として位置づける表記・内容に変更
主要施策1 あらゆる性暴力を許さない意識づくり (1)カウンセリング機能を持った相談体制の充実 (2)男女間の暴力に関する啓発・教育の推進	主要施策1 男女間の暴力を許さない意識づくり (1)男女間の暴力に関する啓発・教育の推進 (2)デートDVの防止に向けた取り組みの推進	内容変更
主要施策2 パートナーからの暴力の根絶 (1)関係機関との連携による総合的な対応 (2)デートDVの防止に向けた取り組みの推進	主要施策2 相談及び被害者支援体制の推進 (1)カウンセリング機能を持った相談体制の充実 (2)被害者等への支援	内容変更
主要施策3 性暴力・性犯罪を予防する取り組み (1)痴漢やつきまとい被害の根絶 (2)性暴力・性犯罪を予防する取り組み	主要施策3 男女間の暴力防止のための地域づくり (1)関係機関との連携による総合的な対応 (2)痴漢やつきまとい被害の根絶 (3)性暴力・性犯罪を予防する取り組み	内容変更
主要施策4 被害者等への支援 (1)被害者等への支援	主要施策4は、改訂後の主要施策2へ包含	内容変更
主要施策5 性と生殖の健康・権利を守る取り組み (1)生と生殖の健康・権利に関する啓発 (2)母子の健康を守る保健事業の推進	改訂後の基本目標7へ移動	改訂後の基本目標6の内容にそぐわないため

現行計画	改訂案	改訂理由等
基本目標7 人が人として安心して暮らせる環境をつくる	基本目標7 人が人として安心して暮らせる環境をつくる	表記変更なし
主要施策1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり (1) 高齢者の自立した生活への支援	主要施策1 性と生殖の健康・権利を守る取り組み (1) 性と生殖の健康・権利に関する啓発 (2) 母子の健康を守る保健事業の推進	改訂後の基本目標6はDV防止等に関する基本計画に改訂したことで、内容がそぐわないため、基本目標7に移動
主要施策2 障がい者が安心して暮らせる環境づくり (1) 障がい者の自立した生活への支援 (2) ノーマライゼーションの推進	主要施策 1 2 高齢者が安心して暮らせる環境づくり (1) 高齢者の自立した生活への支援	主要施策番号繰り上げ（内容は変更なし）
主要施策3 外国人が安心して暮らせる環境づくり (1) 外国人が安心して暮らせる環境づくり	主要施策 2 3 障がい者が安心して暮らせる環境づくり (1) 障がい者の自立した生活への支援 (2) ノーマライゼーションの推進	主要施策番号繰り上げ（内容は変更なし）
主要施策4 さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり (1) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	主要施策 3 4 外国人が安心して暮らせる環境づくり (1) 外国人が安心して暮らせる環境づくり	主要施策番号繰り上げ（内容は変更なし）
	主要施策 4 5 さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり (1) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	主要施策番号繰り上げ（内容は変更なし）
基本目標8 男女共同参画推進施策の推進体制を強化する	基本目標8 男女共同参画推進施策の推進体制を強化する	表記変更なし
主要施策1 市民参加による推進体制の強化 (1) 関係機関、関係団体との連携強化 (2) 市民参加による男女共同参画の推進	主要施策1 市民参加による推進体制の強化 (1) 関係機関、関係団体との連携強化 (2) 市民参加による男女共同参画の推進	変更なし
主要施策2 男女共同参画推進のための拠点の充実 (1) 男女共同参画のための拠点の充実	主要施策2 男女共同参画推進のための拠点の充実 (1) 男女共同参画のための拠点の充実	変更なし
主要施策3 庁内推進体制の充実・強化 (1) 推進本部の機能充実 (2) 男女共同参画の視点にたった各種施策の推進 (3) 啓発・相談体制の充実 (4) 計画の進行管理	主要施策3 庁内推進体制の充実・強化 (1) 推進本部の機能充実 (2) 男女共同参画の視点にたった各種施策の推進 (3) 啓発・相談体制の充実 (4) 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「(2) 男女共同参画の視点にたった各種施策の推進」において、災害時での女性の視点を踏まえた取り組みに関する記述を追記 ・改訂前の基本目標1・主要施策4の「(2) 市民等の意識調査と分析の活用」は、改訂後の基本目標8の主要施策3の「(4) 計画の進行管理」に包含 ・その他は変更なし

■上記の体系改定案を踏まえて、国・京都府の計画改定後の政策領域設定の考え方との整合を図るため、基本目標1～8を次のⅠ～Ⅲの3領域に再編

政策領域	基本目標	主要施策
Ⅰ あらゆる分野において男女がともに活躍 ※国・府では「あらゆる分野における女性の活躍」	基本目標3-1 社会における制度、慣行の見直しを進める	主要施策1 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し 主要施策2 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり
	基本目標2 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める	主要施策1 行政における意思決定の場での男女共同参画 主要施策2 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画
	基本目標5-3 働き方や職場環境の見直しを進める	主要施策1 ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 主要施策2 男女共同参画の職場づくり 主要施策3 男女が共にチャレンジできる環境づくり 主要施策4 農業、自営業における男女共同参画の推進 主要施策5 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり
	基本目標4 家庭・地域での男女共同参画を進める	主要施策1 家庭での男女共同参画の推進 主要施策2 地域での男女共同参画の推進
Ⅱ 安心・安全な市民生活	基本目標6-5 男女間の暴力等を許さない地域づくり 【八幡市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画】	主要施策1 男女間の暴力を許さない意識づくり 主要施策2 相談及び被害者支援体制の推進 主要施策3 男女間の暴力防止のための地域づくり
	基本目標7-6 人が人として安心して暮らせる環境をつくる	主要施策1 性と生殖の健康・権利を守る取り組み 主要施策2 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 主要施策3 障がい者が安心して暮らせる環境づくり 主要施策4 外国人が安心して暮らせる環境づくり 主要施策5 さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	基本目標4-7 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる	主要施策1 家庭や地域における男女共同参画教育の充実 主要施策2 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実 主要施策3 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実
	基本目標8 男女共同参画推進施策の推進体制を強化する	主要施策1 市民参加による推進体制の強化 主要施策2 男女共同参画推進のための拠点の充実 主要施策3 庁内推進体制の充実・強化